

令和8年度 菊池市シェアサイクル実証事業業務委託仕様書

1. 業務の名称 令和8年度 菊池市シェアサイクル実証事業業務委託

2. 委託期間 契約日の翌日から令和9年3月5日まで（※実証事業の運行期間は、市と受託事業者が協議の上決定する）

3. 業務の目的・概要 本事業は、公共交通機関やレンタカー等で市内の観光拠点に到着した旅行者へ「ラストワンマイル」の移動手段を提供し、市内の回遊性を向上させることを目的とする。道の駅や温泉街など「点」の移動をシームレス化し、道中の飲食店等への立ち寄りを誘発する「面」的な回遊を促進する。特にシェアサイクルへの支持が厚い若年層やインバウンド層を中心に市内周遊を促し、将来的な地域での自走化を目的とした効果検証を行い、本格的な導入及び運用に繋げることを目指す。

4. 委託業務の内容 本実証事業を実施するために必要となる物品等はすべて受託者が調達・整備・管理すること（実証事業期間のみのリース等を想定）。

（1）電動アシスト自転車等の調達

ア 自転車の仕様

- 自転車の台数は12台以上とする。
- 車種は電動アシスト自転車とすること。
- 制御装置（ブレーキ）やベル等を備え付けるなど、道路交通法等の関係法令に適合した自転車を使用すること。また、安全性、操作性、耐久性の高いものとする。
- 長距離（観光周遊）の使用を想定し、十分な容量の電池を装着すること。
- 自転車の位置情報が把握できるようなGPS等の機能を搭載し、また防犯登録を行うなど盗難対策を行うこと。
- 自転車には事業者の連絡先等を表示し、利用者が設置場所の施設管理者等に問い合わせることがないように工夫すること。
- 利用者の乗車用ヘルメットを自転車の台数と同数程度準備し、拠点等に設置すること。

イ サイクルポートの仕様

- 無人で貸出・返却が可能な仕様とすること。
- 設置及び撤去が容易なものとする。
- 利用方法、事業者の連絡先等を表示すること。
- 違法駐輪が発生しないよう万全を期すること。電源が必要となる場合は受託者にて確保すること。

（2）シェアサイクル事業の運営

ア サイクルポートの設置場所

市内の主要な観光拠点や駐車場（菊池電鉄プラザ、菊池市民広場、菊池温泉街、道の駅七城メロンドーム、菊池市中央公民館等を想定）の5箇所以上に設置すること。※最終的な設置場所は市と協議の上決定する。

イ 利用方法等

- IoT を活用し、観光客等がスマートフォン等から容易に利用登録ができ、即日での利用が可能なシステムとすること。
- インバウンド層の利用を想定し、システム（アプリ等）は多言語対応を行うこと。
- 料金の収受方法は、クレジットカード等のキャッシュレス決済が利用できるようにすること。

ウ 運営管理・体制

- **運営体制の構築** 統括責任者を選任し、事故・トラブルが発生した場合は速やかに対応・報告すること。利用者からの問い合わせ等に対応するためのコールセンターを設置すること。
- **利用時間・料金** 利用時間は、観光客の利便性を確保しつつ、夜間における飲酒運転等の交通事故を未然に防止し、安全な利用環境を維持できる時間帯（例：午前6時から午後9時まで等）を設定すること。利用料金は観光客の周遊利用を促す適切な料金（例：3時間1,000円など）を設定すること。※最終的な時間・料金は協議の上決定する。利用料収入は本業務に関する費用に充てること。
- **維持管理等** 自転車およびポートの日常的なメンテナンス（バッテリーの充電・交換、清掃、空気圧確認等）、ならびに車両の再配置（リバランス）などの現場対応業務については、地域連携の観点から、受託者より「一般社団法人 菊池観光協会」へ再委託を行い、実施体制を構築すること。また受託者は、同協会が円滑かつ効率的に当該業務を遂行できるよう、システム上でのバッテリー残量や車両位置データの権限共有、連絡調整の窓口設置など、必要なシステム・技術的支援を行うこと。なお、専門的な修繕、プラットフォーム（アプリや決済システム）の保守管理等については、再委託先へ負担させず、受託者の責任において迅速に対応すること。
- **放置自転車対応** 貸出車両がポート以外に放置された場合は、早急に回収すること。
- **保険加入等** 利用者のけがや損害賠償事故（対人・対物）に対応する保険、および業務遂行上の事故に対応する保険に加入すること。また、ヘルメット着用の努力義務に関して利用者に周知すること。

（3）利用促進のためのプロモーション及び安全啓発活動の実施

- 主要ターゲットである若年層やインバウンド層等に向けたプロモーションや、モビリティハブ（パーク&ライド）としての利用を促す広報を実施すること。
- 利用促進のためのチラシ・ポスター等を作成・配置すること。

（4）事業化可能性調査・報告及び利用者属性分析

- **事業化可能性調査**： 事業終了後の地域事業者等による自走化を想定し、本事業の結果を踏まえた収入予測や事業経費の算出、想定される事業運営に必要な体制等を整理した資料を作成すること。
- **利用者属性分析**： 利用者の属性（年代・国籍等）、利用時間、周遊ルート（立ち寄りが多いスポット等）のデータを収集・分析し、レポートを作成すること。

5. 実績報告・業務完了報告 本委託業務完了後、速やかに次に掲げる書類を提出すること。

（1）業務完了届

（2）事業実施報告書（各種調査資料、効果検証・属性分析レポート、事業化可能性調査等を含

む)

(3) 月次報告書（毎月の利用者数、属性、売上、アンケート集計等の報告 ※翌月 20 日まで）

6. 特記事項

- (1) 秘密の保持及び個人情報の保護（「菊池市個人情報保護法施行条例」等の遵守）。
- (2) 権利義務の譲渡及び再委託の禁止（ただし、市の承諾を得た場合はこの限りでない。なお、本事業におけるシェアサイクルの日常的な維持管理・リバランス業務等について、受託者が一般社団法人 菊池観光協会へ再委託することについてはこれを認めるものとする）。
- (3) 業務の処理に関して発生した損害のために必要を生じた経費の負担は受託者が行う。
- (4) 本委託業務に係る経費は、他の経理と明確に区分して会計帳簿等を整備し、事業終了後 5 年間保管すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方協議のうえ決定する。

7. 市内業者の利用及び資材調達

菊池市で発注する建設工事及び委託業務は、菊池市の予算で行うことを考慮し、工事資材の発注等については、できるだけ菊池市内での調達（関係業者との取り引き）を行うこと。また、常勤・臨時職員に限らず、できるだけ菊池市内からの雇用に努めること。

8. 受注者に対する暴力団等による不当介入の排除

暴力団等又は暴力団等関係者から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、次に掲げる事項を遵守すること。なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行う。

- (1) 不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 警察に通報等を行った内容について書面により速やかに発注者に報告すること。また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。